

学校法人聖マリア学院 役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖マリア学院（以下、「本学院」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、就業規則第9条に定める勤務時間において常時、本学院等にて、担当する職務を遂行する理事及び監事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、前号の常勤の役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、役員退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
この役員の報酬等には、就業規則等に定める俸給等に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤の役員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 非常勤の役員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事 年額 300,000円
- (2) 監事 年額 300,000円

3 第1項及び前項の報酬の額は役員としての役務への対価であるが、理事長は、本法人の経営状況並びに経理実績を勘案し、これを調整することがある。

4 第2項の規定にかかわらず、特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、別途報酬を支給することができる。その場合の支給額は、理事長が決定する。

(手当)

第4条 常勤の役員には、報酬のほか期末手当を支給する。また必要に応じて通勤手当を支給する。

2 期末手当及び通勤手当の支給に関しては、就業規則実施細則を準用する。

(支給方法)

第5条 常勤の役員の報酬の支給方法については、就業規則第19条第1項を準用する。

2 非常勤の役員の報酬は、7月31日及び12月10日（以下、「支給日」という。）に在籍する役員に対し、在職月数に関係なく、第3条第2項に定める額を支給日ごとに按分して支給する。

(役員退職金の支給)

第6条 役員が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に役員退職金を支給する。

- 2 役員が死亡により退任した場合の役員退職金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

(役員退職金算出方法等)

第7条 役員退職金は、次のとおり支給する。

$$\text{退職金} = \text{役員報酬月額} \times \text{在職年数}$$

- 2 前項の在職年数は、在職月数を12で除して計算する。
- 3 非常勤の役員の報酬月額は、第3条第2項に定める額を12で除して計算する。
- 4 特別の事由がある者については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により役員退職金に加給して支給することができる。

(理事会等出席にかかる報酬及び交通費)

第8条 非常勤の役員が理事会等に出席した場合は、報酬及び交通費を支給し、その額は別表第2のとおりとする。

(費用)

- 第9条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。但し、本学院の職員を兼ねる者が出張した場合は、職務内容を鑑み、職員又は役員のいずれか一方のみ支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 本学院は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

常勤の役員の報酬額

理 事 長	指定職俸給表第1号俸に定める額
理 事	指定職俸給表第1号俸に定める額を 上限とし、理事長が定める

別表第2（第8条関係）

非常勤の役員の理事会等会議出席にかかる報酬及び交通費

報 酬	1回につき55,685円
交 通 費	実費相当額